

# 令和4年第10回農業委員会総会

1 日 時 令和4年11月24日(木)  
午前10時00分～午前10時15分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員  
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
7	島原 順二		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

## 令和4年第10回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年11月24日(木) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

### 3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第2	報告第15号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地 転用届出の専決処理について
日程第3	報告第16号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地 転用届出の専決処理について

### 4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

## 事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第10回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席ください。

## 会 長

本日は、お忙しい中総会に出席していただきありがとうございます。本日の出席委員11名中10名（欠席1名）で定足数に達しておりますので、これより令和4年第10回大竹市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において2番石井昌嗣委員、3番東田保夫委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。これより、日程第1議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

## 事務局（川本）

それでは、議案第20号についてご説明いたします。議案書は2ページ、地図は3ページをご覧ください。申請地は玖波町字大人原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は911㎡、同じく玖波町字大人原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は221㎡、玖波町字大人原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は178㎡で3筆合計1,310㎡となります。申請地の地目は田となっておりますが、大きくなった果樹が何本も確認でき、それに雑草、雑木、ツルなどが生い茂り、中に入れないうぶとなっている状態でした。譲受人は、広島市の太陽光発電設備の設置・運営を行う法人で、申請地と隣接する山林地目の土地を含めて、太陽光発電設備の設置をするためにこのたびの申請に至ったものです。4ページが太陽光パネルの設置参考図となっております。農地転用の面積が30アールを下回る小規模発電設備となります。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 会 長

本件について、地区担当委員の意見を求めます。6番古木委員お願ひいたします。

## 古木委員

11月11日に現地確認をおこないましたが、対象不動産の隣には畑がありましたが、問題ないと思います。

## 会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。4番丸小委員お願ひいたします。

## 丸小委員

古木委員と一緒に現地確認を行ないました。現況は田となっておりますが、土地に入れるような状況ではありません。問題はないと思います。

## 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

## 会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請

のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第2報告第15号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

#### 事務局（川本）

それでは、報告第15号について事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。議案書は5ページ、地図は6ページをご覧ください。届出地は、小方一丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は24.06㎡です。大竹市役所の北側、住宅地の中にある農地です。7ページをご覧ください。申請地は、このたび〇〇番〇〇から〇〇番〇〇を分筆し、届出人の自宅宅地裏側に面して幅1.5メートルを宅地として利用するものです。地区担当委員さんからも近隣に農地はなく、支障を及ぼすことはないというご意見をいただいております。10月21日にこの届出を受理しております。以上でございます。

#### 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。続きまして、日程第3報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局（川本）

それでは、報告第16号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は8ページ、地図は11ページをご覧ください。届出地は小方一丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は265.04㎡です。議案第15号において、分筆された道路に面した残地となります。譲受人は不動産業を営んでおり、転用目的は分譲用の宅地として取得するものです。地区担当委員さんから転用に際して近隣に農地はなく、支障はないというご意見を頂いております。10月21日にこの届出を受理しております。順位2は、議案書は9ページ、地図は12ページをご覧ください。届出地は本町二丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は153㎡です。転用目的は、ハウスメーカーである譲受人が、隣接する宅地〇〇番〇〇とあわせて分譲用宅地として取得し販売するためです。周辺も同じ譲受人が取得し宅地化を進めています。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。10月26日にこの届出を受理しております。順位3は、議案書は9ページ、地図は13ページをご覧ください。届出地は立戸四丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は89㎡、同じく立戸四丁目〇〇番〇〇、地目は田、面積は104㎡、同じく立戸四丁目〇〇番〇〇、地目は田、面積は106㎡です。国道2号線に面していて、西側にアパート、北側と東側は道路、南側は水路に囲まれた土地です。転用目的は譲受人が自己用の住居を建設するための宅地として取得するものです。地区担当委員さん

から、転用に際して近隣に農地はなく支障はないというご意見を頂いております。11月2日にこの届出を受理しております。順位4は、議案書は10ページ、地図は14ページをご覧ください。届出地は立戸四丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は11㎡です。転用目的は、不動産業である譲受人が、隣接する宅地・建物を取得するのに合わせ農地として残っていた届出地も取得し宅地を拡大するものです。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。11月14日にこの届出を受理しております。以上でございます。

## 会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第10回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

## 事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。